

令和7年度第2回奈良県国土利用計画審議会

1. 日 時：令和8年1月27日（火）午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所：奈良県経済倶楽部 大会議室
3. 出席者：阿古委員、乾委員、上田委員、浦出委員、大嶋委員、岡井委員、岡本委員、清田委員、長島委員、久委員、平井委員、深町委員、藤井委員、藤野委員、山本委員
4. 開催状況：傍聴者なし
5. 議 題：（1）奈良県土地利用基本計画の変更について
（2）第四次奈良県国土利用計画の廃止について

報告事項：今後完了予定の林地開発について

【事務局】

それではただいまから令和7年度第2回奈良県国土利用計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当させていただきます。奈良県まちづくり推進局県土利用政策課の大木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、Webを併用して開催させていただいております。会議の途中ですが、万が一、接続のトラブル等が発生した場合は、その場で挙手する等していただきますようお願いいたします。必要に応じて、こちらから連絡をさせていただきますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。また、ご発言いただく際以外は、音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、次に配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日お越しいただいている方はお手元の資料、Webでご出席いただいている委員の方は、事前に送付しております資料をご確認いただきますようお願いいたします。上から、本日の議事次第、座席表、委員名簿、幹事名簿、諮問書、以下、資料といたしまして、資料目次、資料1、資料2となっております。

また、参考資料としまして、「奈良県国土利用計画審議会条例」、「奈良県土地利用基本計画」と「奈良県国土利用計画」の冊子、「奈良県土地利用基本計画の新旧対照表」、「第6次国土利用計画（全国計画）」でございます。緑色の冊子の「奈良県土地利用基本計画」と、「奈良県国土利用計画」につきましては、終了後、机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

不足等ございましたら、挙手いただけますでしょうか。なお、本日の資料につきましては、事前説明の際から字句や構成を変更させていただいた箇所もございますのでご了承ください。

さて、既にご案内のことと存じますが、審議会の会長を務めていただいております伊藤前委員

が任期満了により退任されました。

このため、本日は審議に入る前に、会長の選任を行う必要がございます。会長が選任されるまでの間は、恐縮ではございますが事務局の方で進行を務めさせていただきます。

当審議会の委員につきましては、お配りしております委員名簿のとおりとなっておりますが、前回、令和7年8月の審議会以降、委員の交代がありましたので、改めてご紹介いたします。

まず、会場にお越しいただいている委員の皆様からご紹介いたします。

阿古和彦委員でございます。

【阿古委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

乾昌弘委員でございます。

【乾委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

上田逸朗委員でございます。

【上田委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

大嶋賢祐委員でございます。

【大嶋委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

岡井有佳委員でございます。

【岡井委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

岡本健委員でございます。

【岡本委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

清田典章委員でございます。

【清田委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

藤井幸雄委員でございます。

【藤井委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

藤野良次委員でございます。

【藤野委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

平井康之委員でございます。

【平井委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

山本泰生委員でございます

【山本委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日Webで参加いただいている委員の皆様をご紹介します。

浦出俊和委員でございます。

【浦出委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

長島啓子委員でございます。

【長島委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

久隆浩委員でございます。

【佐藤委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

深町加津枝委員でございます。

【深町委員】

よろしく願いいたします。

【事務局】

また、本日所用のために欠席されている委員は、佐藤由美委員、中山徹委員でございます。なお、当審議会の幹事として、お手元の座席表に記載のとおり関係職員が出席しております。次に、会議の成立についてですが、奈良県国土利用計画審議会条例第5条第3項において、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されております。本日は委員17名のうち、15名ご出席いただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、委員就任後最初の開催となりますので、事務局から進めてまいります。本審議会の「会長の選任」をお願いしたいと存じます。本審議会条例第4条第2項の規定により「委員の互選」とされております。どなたか意見ございませんでしょうか。

【藤井委員】

はい。

【事務局】

藤井委員お願いいたします。

【藤井委員】

私の方からご推薦をしたいと思います。会長については、立命館大学教授の岡井委員にお願いしたいと思います。岡井委員は、これまで長きにわたり会長代理を務めていただき、本審議会の運営において多大なるご尽力をいただいております。会長として最も適任であると思います。

【事務局】

ありがとうございます。ただいま藤井委員より、岡井委員をご推挙する意見がございました。他に意見ございますでしょうか。

それでは、他にご意見なければ、岡井委員に本審議会会長にご就任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局】

ありがとうございます。

委員の皆様にご賛同をいただきましたので、岡井委員を会長に決定させていただきます。岡井会長には、今後大変お世話になることと存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

岡井会長、申し訳ございませんが、会長席の方へ移動をお願いいたします。

それでは、まず新会長となられました岡井会長より、ご挨拶をお願いいたします。

【岡井会長】

このたびは審議会の会長に選任いただき、大変光栄に存じます。皆様のご期待に応えられるよう、責任をもって職務を全うしてまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。審議会条例第5条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、これ以降の議事進行は会長にお願いしたいと思います。

なお、会長に事故があった場合に備えまして、奈良県国土利用計画審議会条例第4条第4項の規定により、委員の中から会長の職務代理者を会長が指名することとなっております。

岡井会長、職務代理者の指名をよろしくお願いいたします。

【岡井会長】

これより議事を進行させていただきますが、私の方で職務代理者を推薦するということでもありますので、できれば中山委員にお願いしたいと考えていましたが、中山先生は本日急遽ご欠席とのこととです。

皆様にご異議無ければ、事務局の方で中山委員に職務代理者就任のご了解を得て頂くことを条件として、中山委員を職務代理者としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【岡井会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和7年度第2回奈良県国土利用計画審議会の議事に入りたいと存じます。

議事に先立ち、本日の議事録署名委員でございますが、乾委員と山本委員にお願いしたいと思います。

また、当審議会では、奈良県国土利用計画審議会の運営要領により、原則公開としています。本日の審議案件につきましては非公開とすべき内容がないと思われますので、公開としてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【岡井会長】

異議がないものとして公開といたします。

本日の会議には、現時点では傍聴希望者がおられませんが、この後、希望があった場合には、3名を限度に傍聴を認めることにしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【岡井会長】

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題の「奈良県土地利用基本計画の変更」及び「第四次奈良県国土利用計画の廃止」について、事務局より説明願います。

【事務局】

県土地利用政策課の田中でございます。

それでは資料1に基づきまして、「奈良県土地利用基本計画の変更」及び「第四次奈良県国土利用計画の廃止」につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、資料1の1ページをご覧ください。昨年8月に開催した審議会の際にもご報告した奈良県土地利用基本計画変更の概要ですが、今回が初の審議会となる委員もいらっしゃいますので、改めてご説明させていただきます。1ページをご覧ください。真ん中の3つの四角囲みの一番左にあります「第6次国土利用計画の全国計画」が令和5年7月に策定されたことを受け、この計画を基本として県が作成している右側の2つの四角囲みの「第四次奈良県国土利用計画」と「奈良県土地利用基本計画」の見直しが必要となっております。この2つの計画は内容が重複していることから、県の土地利用の総合的方針を一本化するために、見直しとあわせて2つの計画を統合したいと考えております。また、下部に記載しております、県が令和5年3月に制定した「土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上を図る条例」、通称「土地管理・利用条例」の考え方も反映したいと考えております。

2ページをご覧ください。2つの計画を統合した土地利用基本計画の構成についてご説明します。左の黄色い部分が現行の2つの計画で、右のピンク色の部分が2つの計画を統合した変更案です。各計画の項目のうち、黒字の項目が2つの計画で内容が重複している項目、緑字の項目が各計

画の独自項目、灰色の項目が今回廃止を考えている項目です。黒字の項目については、2つの計画を統合するとともに、緑字の項目については、そのまま活用しています。左下の灰色の項目につきましては、これまで、農地や森林といった土地の利用目的ごとに面積規模の目標などを記載することにより、無秩序な開発に歯止めをかけるなど、土地需要を量的に調整する役割を担ってきましたが、現在の人口や土地需要の減少が進む状況下では役割を終えたと考えられることから廃止したいと考えております。なお、昨年8月の審議会においては、これらの変更のポイントについてご説明いたしました。その際の資料を参考資料としてお手元に配布しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

3ページをご覧ください。土地利用基本計画の変更及び国土利用計画の廃止に係るスケジュールです。昨年8月の審議会にて変更案の報告をさせていただいた後、9月に県議会での報告、10月にパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは意見がございましたので、11月から12月にかけて市町村及び庁内の意見聴取を行ったところ、数件の意見があり、それを踏まえ変更を加えております。今回の審議会では、その内容を中心に計画案についてご審議いただきたいと思っております。また、国土交通省への意見聴取も行っておりますが、特段の意見がない旨を聞いています。本審議会の後、2月の議会報告を経て、3月に土地利用基本計画の変更及び国土利用計画の廃止を行う予定です。

4ページをご覧ください。ここから変更点について説明させていただきます。右側の黄色の欄が変更前、左側のピンクの欄が変更後となっております。1つ目の変更点は、計画前文の「管理不全土地」という文言について、「管理が十分に行き届かない土地」に変更いたします。理由としましては、「管理不全土地」という文言は法定用語ではないこと、全国計画においてもこの文言は使われておらず、「土地管理・利用条例」の前文では「管理が十分に行き届かない土地」という文言が使用されていることなどから、「土地管理・利用条例」と合わせた文言の変更を行うものです。2つ目の変更点は、「(1)の土地利用の基本方向」の「エ 基本方針」の「(ア) 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理」の1行目、「～発生する低未利用地や空き家・空き店舗等の有効利用や高度利用による～」の記載の前に「地域の状況等を踏まえつつ」という文言を追加します。理由としましては、高度利用による土地利用の効率化は、地域が限定される方針であると考えられるとともに、全国計画でも同様の文言が使用されていることから、全国計画と合わせた文言の追加を行うものです。

5ページをご覧ください。3つ目の変更点は、「(2) 地域別の土地利用の基本方向」の「ア 大和平野地域」内の「強化」という文言について、「構築」に変更いたします。理由としましては、人口減少や生活様式の変化に伴い公共交通の利用者が減少している現状から、「強化」という文言を使うことが難しいことと、全国計画においても、「構築」という文言が使用されていることから、全国計画と合わせた文言の変更を行うものです。4つ目の変更点は、「(3) 利用区分別の土地利用の基本方向」の「エ 道路」内の「道路」という文言について、「施設」に変更いたします。理由としましては、道路に限定せず関連施設も含めた表現とするためと、全国計画においても、「施設」という文言が使用されていることから、全国計画と合わせた文言の変更を行うものです。

6ページをご覧ください。5つ目の変更点は、同項目内の「体系的な道路ネットワークの形成」という文言を、「骨格幹線道路ネットワーク」に変更いたします。理由としましては、「奈良県道路

整備基本計画」において「骨格幹線道路ネットワーク」という文言が使用されていることから、当該計画との整合を図るため、文言を変更いたします。6つ目の変更点は、同項目内の「環境施設帯の設置」という文言を削除いたします。理由としましては、全国計画において「環境施設帯の設置」という文言の記載がないこと、また、その後の「道路緑化の推進等」にその趣旨が包含されていると考えられることから、文言を削除いたします。

以上が、前回の審議会における報告時からの変更点です。説明は以上になります。

【岡井会長】

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

【岡本委員】

6 ページ目の骨格幹線道路とは具体的にどのような道路を指すのでしょうか。例えば中和幹線などでしょうか。

【事務局】

奈良県の道路整備基本計画に本県の道路ネットワークの骨格をなす路線を骨格幹線道路と規定しており、中和幹線等の具体的な道路を記載しております。

【岡本委員】

ありがとうございます。

【岡井会長】

他にご質問等ございませんでしょうか。Web参加の委員の方、いかがでしょうか。

無ければ、私から1点確認がございます。廃止される奈良県国土利用計画では、県土の利用目的ごとの数値目標が定められていましたが、こちらの数値は、目標としては廃止するにしても、数値を定期的に把握し、何らかの方法で共有いただければと思います。

【事務局】

奈良県国土利用計画に記載のありました数値目標につきましては、国の調査により、毎年数値を国へ報告しています。今後、本審議会にも共有させていただければと考えております。

【岡井会長】

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

無ければ、「奈良県土地利用基本計画の変更」及び「第四次奈良県国土利用計画の廃止」につきましては、原案どおり了承することよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【岡井会長】

ありがとうございました。

それでは、「奈良県土地利用基本計画の変更」及び「第四次奈良県国土利用計画の廃止」につきましては、原案どおり承認することとして、知事に答申することにいたします。

次に、報告事項の「今後完了予定の林地開発について」、事務局より説明願います。

【事務局】

それでは、資料2により、「今後完了予定の林地開発について」ご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。森林地域の縮小につきまして、今後、完了予定の林地開発が3件ございますのでご報告いたします。森林地域の縮小が予定されている林地開発行為を報告している経緯ですが、林地開発に伴う森林地域の縮小は、林地開発行為完了後に、当審議会において審議を行っており、多くの場合、審議していただく時には既に森林ではなくなっております。このため、森林地域の縮小については、林地開発の許可を受けた段階の案件について、今後森林地域の縮小が予定されている森林として審議会の報告事項としております。なお、今回の審議会では林地開発行為完了後の森林地域縮小にかかる諮問案件はございません。

次のページに、総括図を添付しております。

次のページをご覧ください。整理番号1は、奈良市小倉町での工場用地の造成に伴うものです。令和7年1月30日付で林地開発許可されております。開発申請区域は2.1ha、森林地域縮小予定区域は1.7haで、令和8年度完了予定です。当該地は「農業地域の農用地以外の区域」と「森林地域の保安林以外の区域」が重複する地域です。調整指導方針は、「森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める」ものとなっております。

次のページをご覧ください。整理番号2は、香芝市穴虫での農地の造成に伴うものです。令和7年4月25日付で林地開発許可されております。開発申請区域は14.9ha、森林地域縮小予定区域は8.6haで、令和11年度完了予定です。当該地は、「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域の保安林以外の区域」と「自然公園地域の特別地域」が重複する地域でございます。調整指導方針は、3つあり、都市地域と森林地域が重複するエリアについては、「森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める」ものとなっております。都市地域と自然公園地域が重複するエリアについては、「自然公園としての保護及び利用を優先する」ものとなっております。森林地域と自然公園地域が重複するエリアについては「森林地域と自然公園地域が両立するよう調整を図っていく」ものとなっております。

次のページをご覧ください。整理番号3は、香芝市平野での香芝市スポーツ公園事業に伴うものです。令和6年12月9日付で林地開発協議が承認され、開発申請区域は21.9ha、森林地域縮小予定区域は7.3haで、令和12年度完了予定です。当該地は、「都市地域の市街化調整区域」、「森林地域の保安林以外の区域」、「農業地域の農用地以外の区域」、「自然公園地域の特別地域」が重複する地域でございます。調整指導方針は6つあり、都市地域と農業地域が重複する場合は、「土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるもの」となっております。都市地域と森林地域が重複する場合は、「森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるもの」となっております。都市地域と自然公園地域が重複する場合は、「自然公園としての保護及び利用を優先するもの」となっております。農業地域と森林地域が重複する場合は、「森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるもの」となっております。農業地域と自然公園地域が重複する場合は、「自然公園としての保護及び利用を優先するもの」となっております。森林地域と自然公園地域が重複する場合は、「両地域が両立するよう調整を図っていくもの」となっております。

説明は以上でございます。

【岡井会長】

説明ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

Web参加の委員の方、いかがでしょうか。

無ければ、私より3点確認させていただければと思います。

1点目は、開発面積と森林地域の縮小面積が異なる理由はなぜか。

2点目は、森林地域が減少することに伴い、その他の地域は変化しないのか。

3点目は、資料内の黄色区域である、既に森林ではない区域はどのような経緯で森林でなくなっているのか。

こちらを確認させていただければと思います。

【事務局】

森林環境課の西でございます。

1点目のご質問についてですが、林地開発を行う場合、周辺環境の保全の観点から、一定面積の森林を残置又は造成する必要があります。そのため、開発面積のうち、残置又は造成される森林面積は、森林地域の縮小面積に計上されないため、開発面積と森林地域の縮小面積が異なります。

【事務局】

県土利用政策課の内田でございます。

2点目のご質問についてですが、森林地域が減少しても農業地域や自然公園地域といった他の地域が変化することはございません。

【事務局】

森林環境課の西でございます。

3点目のご質問についてですが、資料中の黄色で記載しております既に森林でない地域については、許可を要しない小規模な林地開発や過去に許可を出した林地開発によって既に森林ではなくなっている地域になります。

【岡井会長】

ありがとうございました。

他にご質問等ございませんでしょうか。

それではこのあたりで、質問等については終わらせていただきたいと思います。

円滑なご協力に感謝申し上げます。

後の進行は、事務局にお戻しいたします。よろしく願いいたします。

【事務局】

岡井会長、ありがとうございました。出席の皆様、本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和7年度第2回奈良県国土利用計画審議会を閉会いたします。

また、次回の審議会につきましては、今のところ令和8年9月頃に開催する予定です。また、日時が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の議事録につきましては、事務局で作成し、会長ともご相談のうえ、県のホームページに掲載させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

[事務局追記]

令和8年1月28日、中山委員に会長の職務代理者に指名された旨を報告し、1月29日に会長の職務代理者就任の了承を得た。